

○松山衛生事務組合長期継続契約を締結すること ができる契約を定める条例

制 定 平成 17 年 3 月 25 日条例第 3 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定により条例で定める契約は、松山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年松山市条例第 4 号）に定める契約とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。